

議案第4号

北名古屋市内循環バスの事業計画の変更について

北名古屋市内循環バスの事業計画の変更について、議決を求めます。
変更は、令和6年3月18日（月）始発より行うこととします。

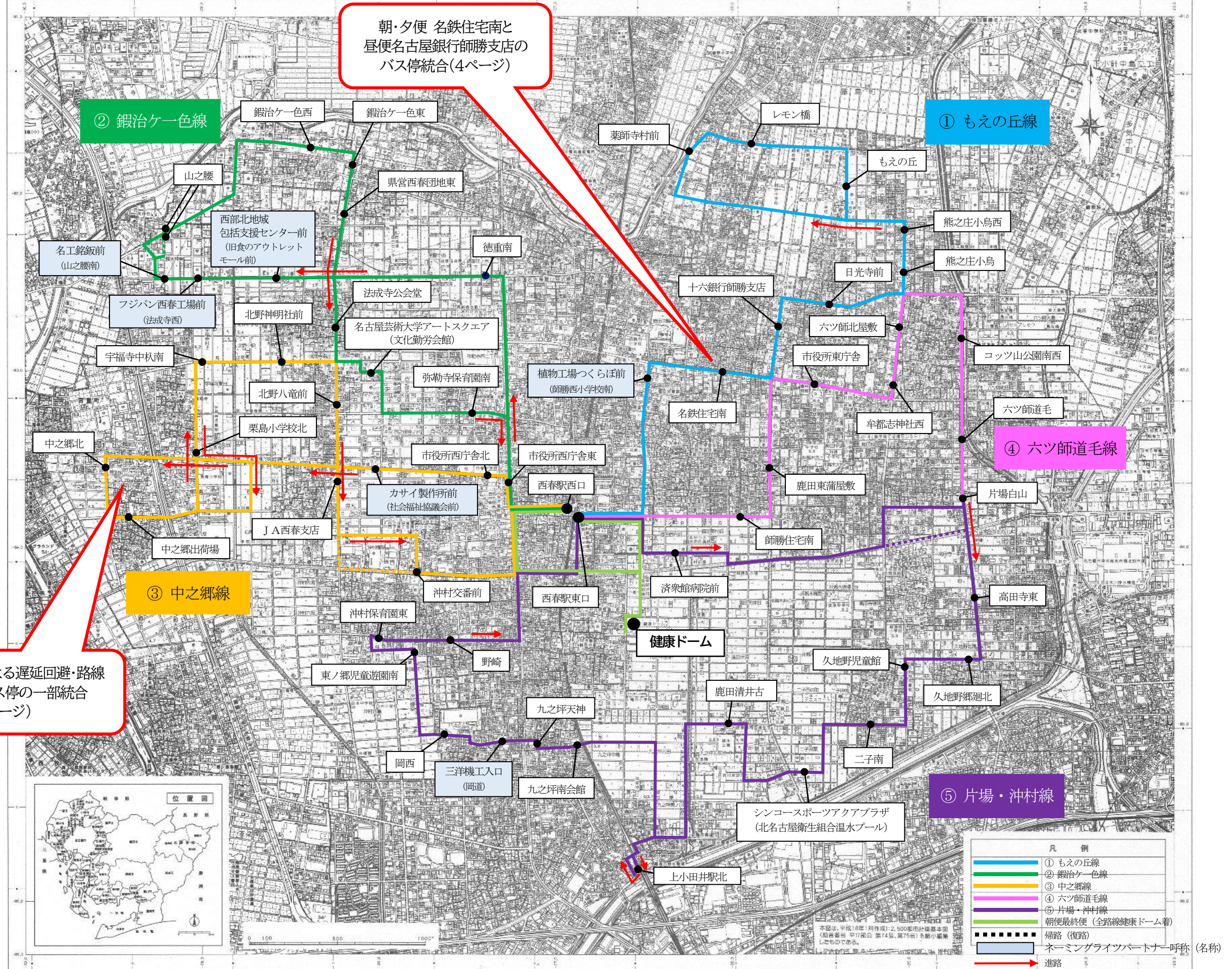
令和5年10月16日提出

北名古屋地域公共交通会議

参事 桑原邦匡

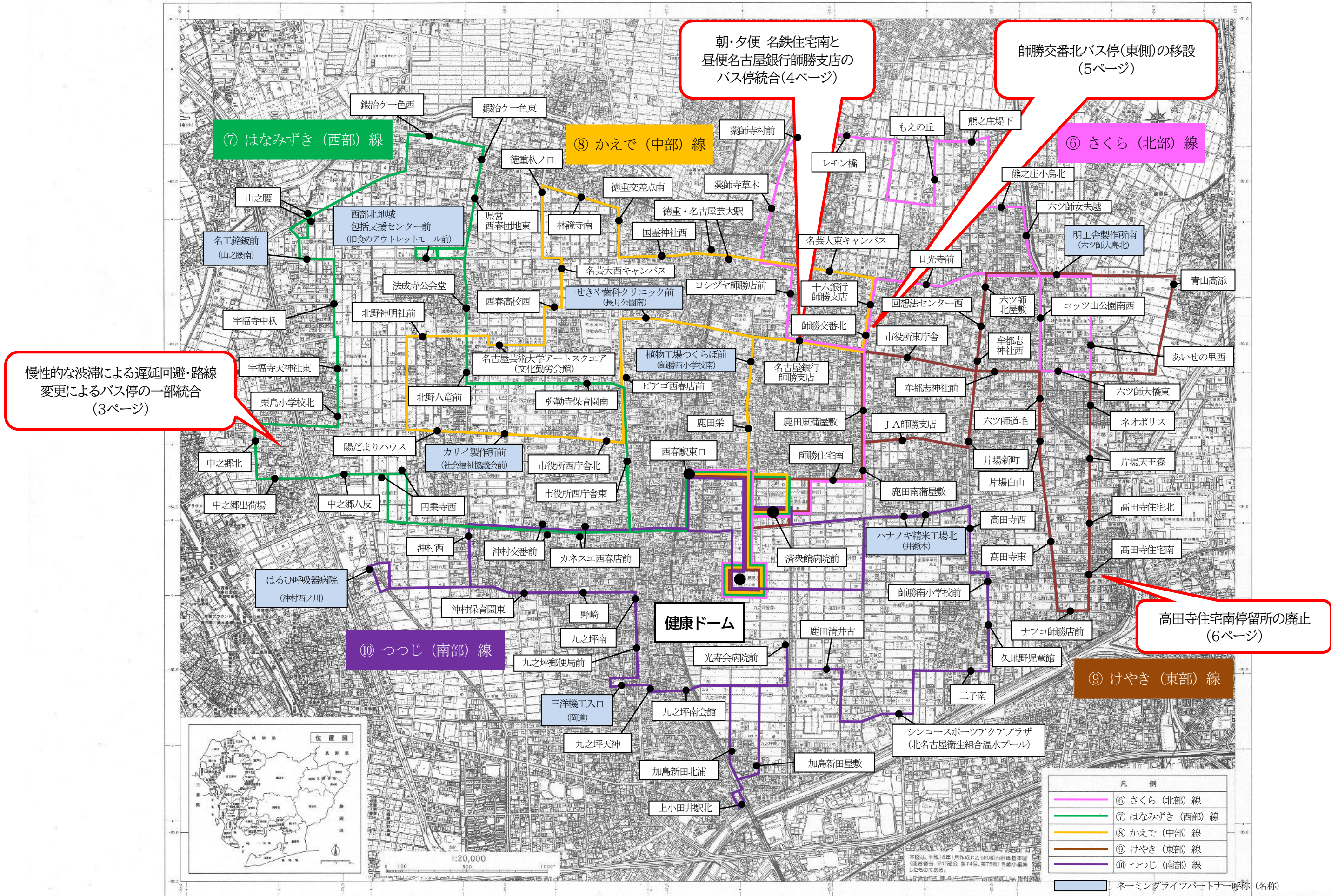
（市内循環バス担当提案）

北名古屋市内循環バスの事業計画の変更について (朝・夕便 路線・バス停位置図)



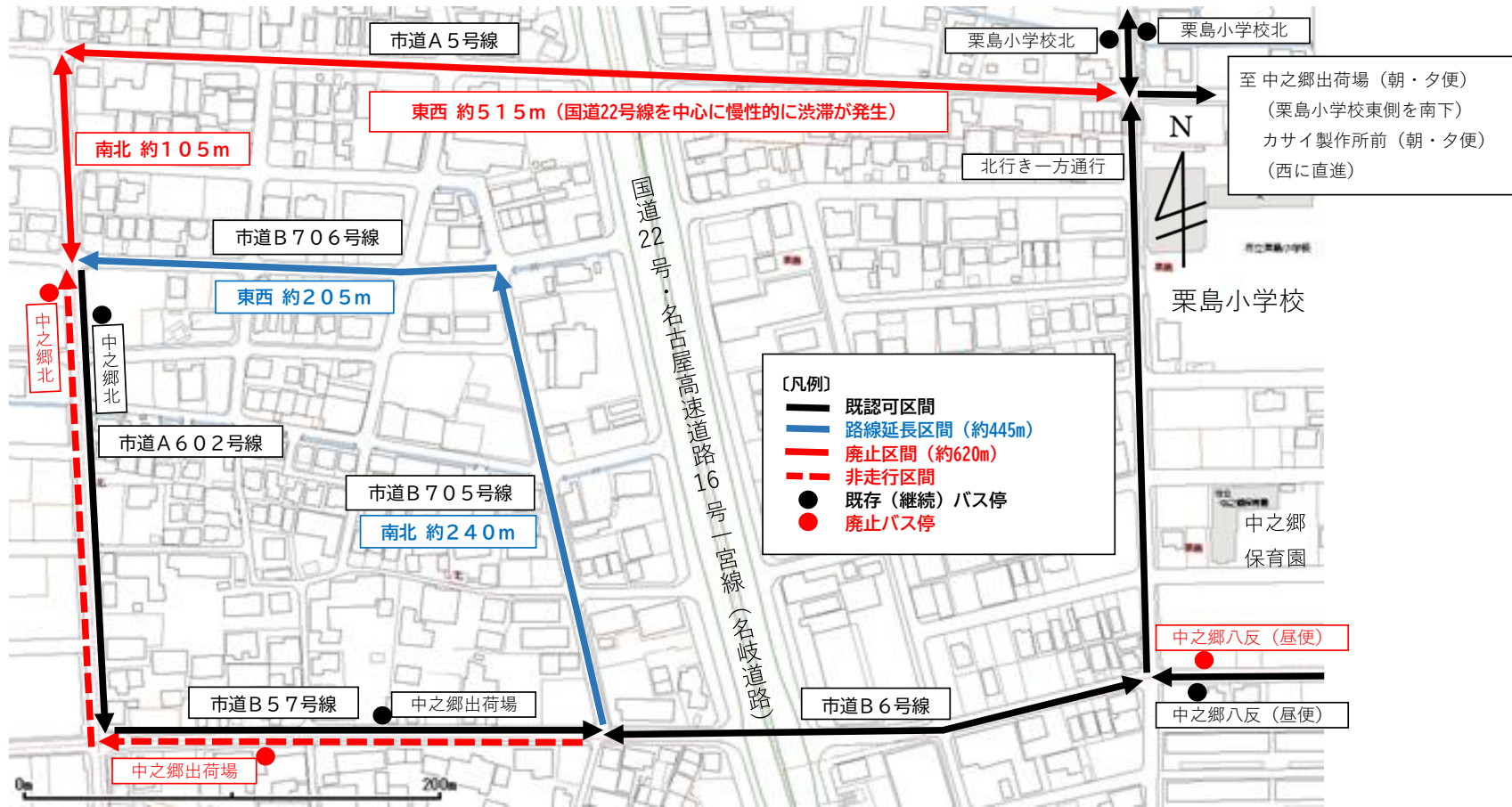
北名古屋市内循環バスの事業計画の変更について (昼便 路線・バス停位置図)

1:20,000 地形図



事業計画の変更について（慢性的な渋滞による遅延回避・路線変更によるバス停の一部統合／令和6年3月18日（月）予定）

- ・事前に中部運輸局愛知運輸支局、西枇杷島警察署に報告済みです。意見等はありません。
- ・地域公共交通会議の議決を経て、道路管理者に道路占用の手続きを行い、利用者・市民への事前周知を行います。



朝・夕便 ③中之郷線（左回り）

昼便 ⑦はなみずき（西部）線（右回り）

「栗島小学校北→中之郷出荷場→中之郷北→カサイ製作所前」から
 「栗島小学校北→中之郷北→中之郷出荷場→カサイ製作所前」に変更

右回りの変更はありません。

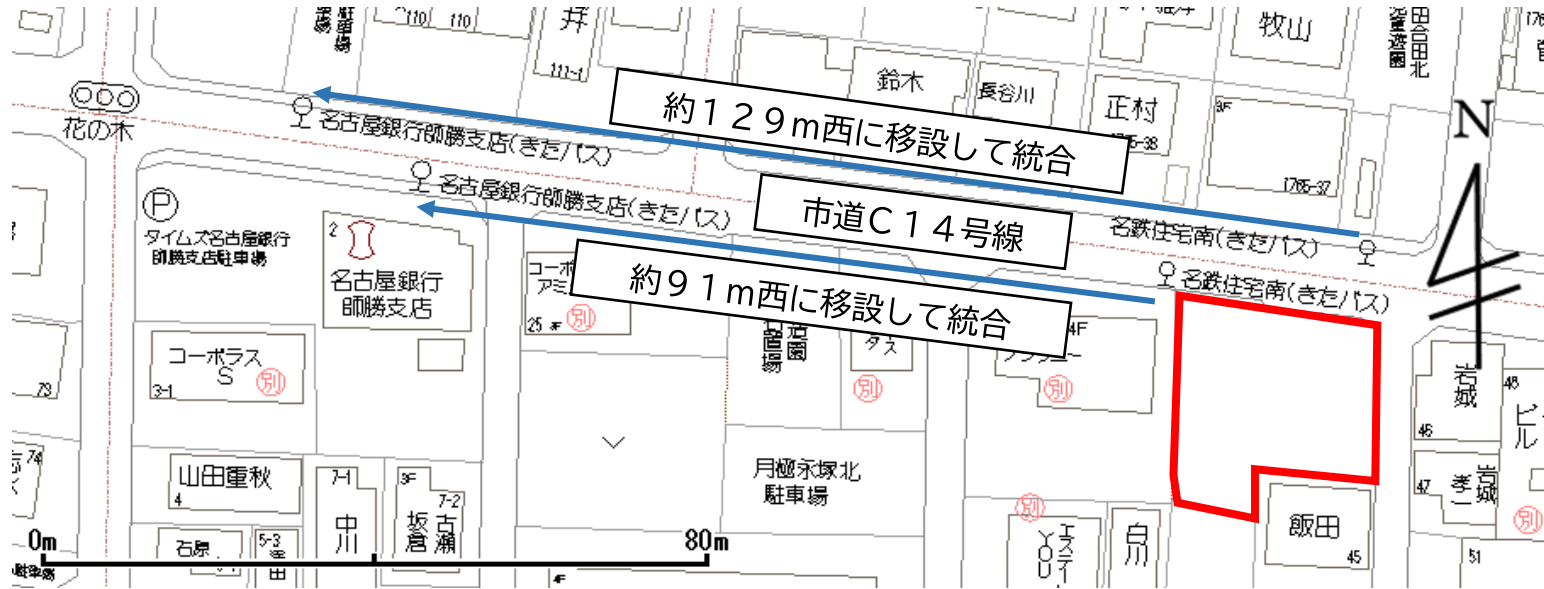
「中之郷八反→中之郷出荷場→中之郷北→栗島小学校北」から
 「中之郷八反→中之郷北→中之郷出荷場→栗島小学校北」に変更

左回りの変更はありません。

なお、上記の路線変更により、中之郷北（西側）・中之郷出荷場（南側）・中之郷八反（北側）のバス停は廃止し、中之郷北（東側）・中之郷出荷場（北側）・中之郷八反（南側）のバス停にそれぞれ統合します。

事業計画の変更について（バス停の統合／令和6年3月18日（月）予定）

- ・事前に中部運輸局愛知運輸支局、西枇杷島警察署に報告済みです。意見等はありません。
- ・地域公共交通会議の議決を経て、道路管理者に道路占用の手続きを行い、利用者・市民への事前周知を行います。



朝・夕便 ①もえの丘線

昼便 ⑥さくら（北部）線

昼便 ⑧かえで（中部）線

名古屋銀行師勝支店

名鉄住宅南

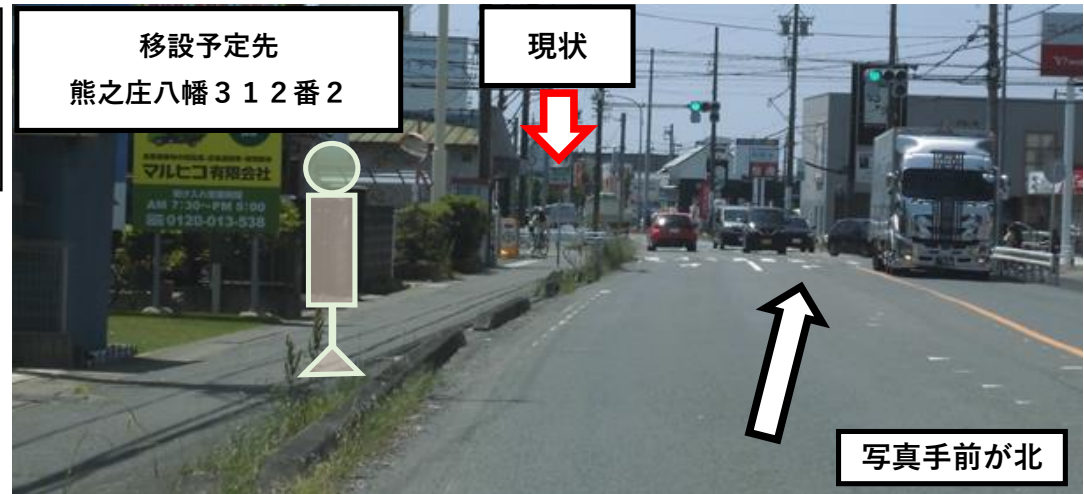
【位置・名称ともに】

名古屋銀行師勝支店

- ・新築建設により名鉄住宅南バス停の移設要望があり、地域の実情を踏まえた検討の結果です。

事業計画の変更について（バス停の移設／令和6年3月18日（月）予定）

- ・沿道地権者了承済みです。事前に中部運輸局愛知運輸支局、西枇杷島警察署に報告済みです。意見等はありません。
- ・地域公共交通会議の議決を経て、道路管理者に道路占用の手続きを行い、利用者・市民への事前周知を行います。



昼便 ⑥さくら（北部）線 右回り

昼便 ⑧かえで（中部）線 右回り

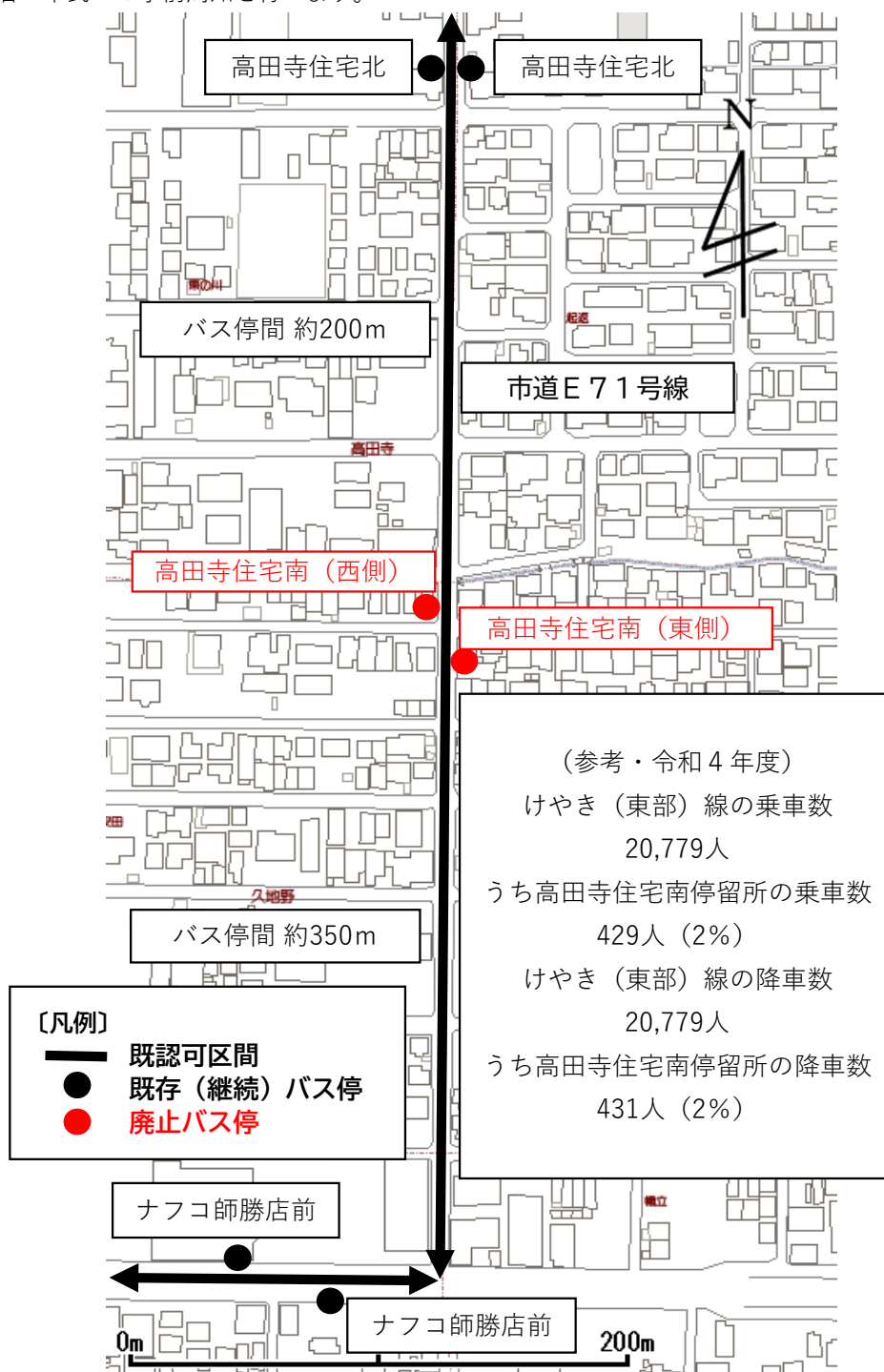
師勝交番北
（東側・南方向）

- ・左回り（西側・北方向）の変更はありません。
 - ・移設後の経緯度（136.5311157, 35.1454898）
 - ・運行上の危険回避のための移設
- ※出発後すぐに右折のための車線変更をするが、右折予定の後続車に追突される危険があるため。

事業計画の変更について

(停留所の廃止／令和6年3月18日(月) 予定)

- ・地域公共交通会議の議決を経て、道路管理者に道路占用の手続きを行い、利用者・市民への事前周知を行います。



昼便 ⑨けやき(東部)線

高田寺住宅南停留所

- ・沿線の住宅の増加や建て替え等により、バス停を設置することができる場所がありません。
- ・バス停間の距離が短く、利用者が少ないことも理由の1つです。

道路運送法に基づく協議が調ったことの証明書（案）

令和5年10月16日に開催した北名古屋市地域公共交通会議の議案で、同日付けで議決を得た下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1 協議が調っている路線
北名古屋市内循環バス「きたバス」
別紙のとおり
- 2 協議が調っている運行系統又は輸送の区間
10路線 32系統
- 3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
令和6年3月18日から

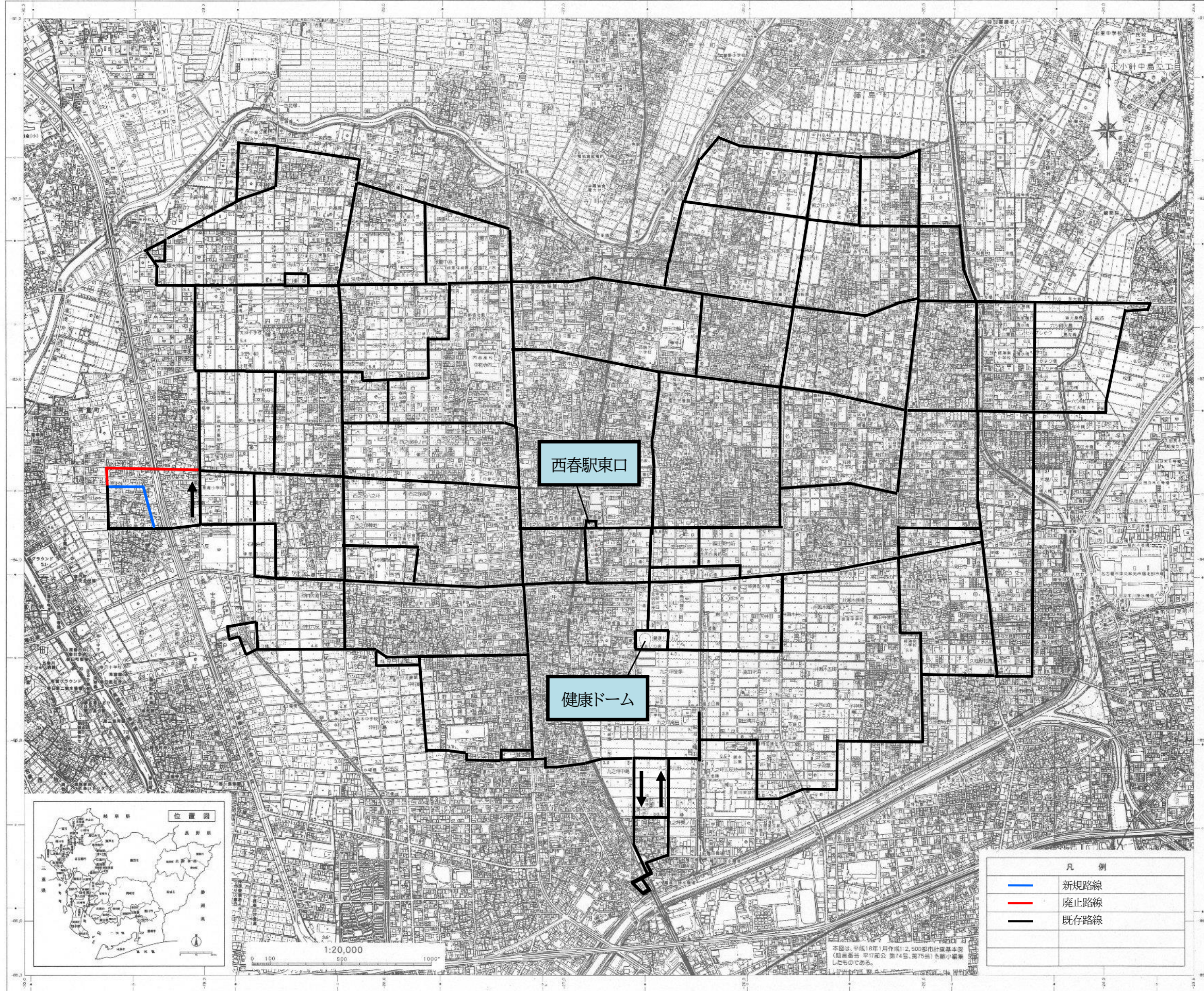
令和5年10月16日

北名古屋市地域公共交通会議
会 長

協議が調ったことの証明書（別紙・協議が調っている路線）

1:20,000 地形図

R5.10.16 北名古屋市地域公共交通会議



事業者の皆さんへ
お知らせです。

令和
6年4月～
適用

バス運転者の

改善基準告示が改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



1年の拘束時間

改正前(年換算)

原則: **3,380**時間

最大: **3,484**時間

改正後

原則: **3,300**時間

最大: **3,400**時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則: **281**時間

最大: **309**時間

改正後

原則: **281**時間

最大: **294**時間

1日の休息期間

改正前

継続**8**時間

改正後

継続**11**時間を
基本とし、継続**9**時間

※4週平均1週の拘束時間は裏面参照

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



バス運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

1か月(1年)、 4週平均1週 (52週)の 拘束時間	<p>①②のいずれかを選択</p> <p>①1か月(1年)の基準</p> <p>1年：3,300時間以内 1か月：281時間以内</p> <p>【例外(貸切バス等乗務者^{※1})の場合】労使協定により、次のとおり延長可 1年：3,400時間以内 1か月：294時間以内(年6か月まで) 281時間超は連続4か月まで</p> <p>※1：貸切バス乗務者、乗合バス乗務者(一時的需要に応じて運行されるもの)、高速バス乗務者等</p>
	<p>②4週平均1週(52週)の基準</p> <p>52週：3,300時間以内 4週平均1週：65時間以内</p> <p>【例外(貸切バス等乗務者^{※1})の場合】労使協定により、次のとおり延長可 52週：3,400時間以内 4週平均1週：68時間以内(52週のうち24週まで) 65時間超は連続16週まで</p>
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安)
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
運転時間	2日平均1日：9時間以内 4週平均1週：40時間以内 【例外(貸切バス等乗務者 ^{※1})の場合】労使協定により、4週平均1週44時間まで延長可(52週のうち16週まで)
連続運転時間	4時間以内(運転の中断は1回連続10分以上、合計30分以上) 高速バス・貸切バスの高速道路の実車運行区間の連続運転時間は、おおむね2時間までとするよう努める 【例外】緊急通行車両の通行等に伴う軽微な移動の時間を、30分まで連続運転時間から除くことができる
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる ^(※2,3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・分割休息は1回4時間以上 ・2分割のみ(3分割以上は不可) ・休息期間の合計は11時間以上 ・一定期間(1か月)における全勤務回数の2分の1が限度
	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) ※4の要件を満たす場合、拘束時間を19時間まで延長し、休息期間を5時間まで短縮可 ※4：身体を伸ばして休息できるリクライニング方式のバス運転者の専用座席が1席以上あること
	【例外】①②のいずれかの場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 ① 車両内ベッドが設けられている場合 ② ※4を満たし、カーテン等で他の乗客からの視線を遮断する措置を講じている場合
	隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間に4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない
休日労働	フェリー ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・フェリー乗船時間が9時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される 休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない



特例

(注1) 改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。
(注2) 本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したものである。令和6年4月1日から適用される。

ダイヤ改定について（バス運転者の改善基準告示（いわゆる2024年問題）・市内循環バスの現状 ※改善基準告示の一部を適用）

時間軸

(月)～(土)運行 6日

路線				①もえの丘線				⑥さくら(北部)線				①もえの丘線					
きたバス				朝便 開始	朝便 終了	昼便 開始	4便 終了			5便 開始	昼便 終了	夕便 開始	夕便 終了			令和6年4月1日以降 継続11時間以上与えるよう 努めることを基本とし 9時間を下回らない休息	翌日
時刻	5:01	5:31	5:47	6:02	8:58	9:17	13:05	13:49	11:43	13:17	17:05	17:35	20:48	21:18	21:33	6:34	
あおい 交通	始業 点呼	点検 出庫	到着 待機				早番 終了	早番終業 点呼	遅番始業 点呼	遅番 開始				給油 帰庫	終業 点呼	始業 点呼	
				令和6年4月1日以降 運転：2日平均1日9時間以内 4週平均1週40時間以内								令和6年4月1日以降 運転：2日平均1日9時間以内 4週平均1週40時間以内					

(月)～(土)運行 6日

路線				②鍛冶ヶ一色線				⑦はなみずき(西部)線				②鍛冶ヶ一色線					
きたバス				朝便 開始	朝便 終了	昼便 開始	4便 終了			5便 開始	昼便 終了	夕便 開始	夕便 終了			令和6年4月1日以降 継続11時間以上与えるよう 努めることを基本とし 9時間を下回らない休息	翌日
時刻	5:15	5:45	6:15	6:30	8:51	9:18	13:05	13:49	11:50	13:18	17:05	17:30	20:50	21:15	21:30	6:31	
あおい 交通	始業 点呼	点検 出庫	到着 待機				早番 終了	早番終業 点呼	遅番始業 点呼	遅番 開始				給油 帰庫	終業 点呼	始業 点呼	
				令和6年4月1日以降 運転：2日平均1日9時間以内 4週平均1週40時間以内								令和6年4月1日以降 運転：2日平均1日9時間以内 4週平均1週40時間以内					

(月)～(土)運行 6日

路線				③中之郷線				⑧かえで(中部)線				③中之郷線					
きたバス				朝便 開始	朝便 終了	昼便 開始	4便 終了			5便 開始	昼便 終了	夕便 開始	夕便 終了			令和6年4月1日以降 継続11時間以上与えるよう 努めることを基本とし 9時間を下回らない休息	翌日
時刻	5:00	5:30	6:00	6:15	8:59	9:17	13:04	13:46	11:43	13:17	17:04	17:28	20:58	21:28	21:43	6:44	
あおい 交通	始業 点呼	点検 出庫	到着 待機				早番 終了	早番終業 点呼	遅番始業 点呼	遅番 開始				給油 帰庫	終業 点呼	始業 点呼	
				令和6年4月1日以降 運転：2日平均1日9時間以内 4週平均1週40時間以内								令和6年4月1日以降 運転：2日平均1日9時間以内 4週平均1週40時間以内					

(月)～(土)運行 6日

路線				④六ツ師道毛線				⑨けやき(東部)線				④六ツ師道毛線					
きたバス				朝便 開始	朝便 終了	昼便 開始	4便 終了			5便 開始	昼便 終了	夕便 開始	夕便 終了			令和6年4月1日以降 継続11時間以上与えるよう 努めることを基本とし 9時間を下回らない休息	翌日
時刻	5:14	5:44	6:14	6:19	8:54	9:18	13:04	13:47	11:50	13:18	17:04	17:30	20:49	21:19	21:34	6:35	
あおい 交通	始業 点呼	点検 出庫	到着 待機				早番 終了	早番終業 点呼	遅番始業 点呼	遅番 開始				給油 帰庫	終業 点呼	始業 点呼	
				令和6年4月1日以降 運転：2日平均1日9時間以内 4週平均1週40時間以内								令和6年4月1日以降 運転：2日平均1日9時間以内 4週平均1週40時間以内					

(月)～(土)運行 6日

路線				⑤片場・沖村線				⑩つつじ(南部)線				⑤片場・沖村線					
きたバス				朝便 開始	朝便 終了	昼便 開始	4便 終了			5便 開始	昼便 終了	夕便 開始	夕便 終了			令和6年4月1日以降 継続11時間以上与えるよう 努めることを基本とし 9時間を下回らない休息	翌日
時刻	5:12	5:37	5:52	6:07	8:59	9:17	13:05			13:17	17:05	17:30	20:48	21:23	21:33	6:34	
あおい 交通	始業 点呼	点検 出庫	到着 待機				早番 終了	早番終業 点呼	遅番始業 点呼	遅番 開始				給油 帰庫	終業 点呼	始業 点呼	
				令和6年4月1日以降 運転：2日平均1日9時間以内 4週平均1週40時間以内								令和6年4月1日以降 運転：2日平均1日9時間以内 4週平均1週40時間以内					